

認知症になっても みんなで安心して暮らせるまちへ

認知症は早めの気づき大切です

区では、認知症の方とご家族が安心して暮らせるように、相談・支援体制への取り組みや、地域で支える仕組みづくりを進めています。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階) ☎(5273)4594・FAX(5272)0352

◆認知症に関する困りごとをサポートします

■高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)

センター名	所在地	電話	ファックス
四谷	四谷三栄町10-16 四谷保健センター等複合施設4階	☎(5367)6770	FAX(3358)6922
笹塚	北山伏町2-12、あかね苑新館内	☎(3266)0753	FAX(3266)0786
榎町	市谷仲之町2-42、防災センター1階 (令和6年9月ごろまでの仮移転先)	☎(5312)8442	FAX(5312)8443
若松町	戸山2-27-2 戸山シニア活動館1階	☎(5292)0710	FAX(5292)0716
大久保	百人町2-8-13、Fiss1階	☎(5332)5585	FAX(5332)5592
戸塚	高田馬場1-17-20 区社会福祉協議会1階	☎(3203)3143	FAX(3203)1550
落合第一	中落合2-5-21、聖母ホーム内	☎(3953)4080	FAX(3950)4130
落合第二	上落合2-22-19 キャンパスエール上落合2階	☎(5348)8871	FAX(5348)8872
柏木	北新宿3-27-6 北新宿特別養護老人ホーム(かしわ苑)内	☎(5348)9555	FAX(5348)9556
角筈	西新宿4-8-35 西新宿シニア活動館3階	☎(5309)2136	FAX(5309)2137
新宿区役所	本庁舎2階(高齢者支援課内)	☎(5273)4593 ☎(5273)4254	FAX(5272)0352

受付時間(新宿区役所を除く) 月～土曜日午前9時～午後5時30分(年末年始を除く)
※新宿区役所高齢者総合相談センターは、月・水～金曜日午前8時30分～午後5時、火曜日午前8時30分～午後7時(祝日、年末年始を除く)に受け付けます。

◆介護している方を支援しています

■認知症介護者の学習会と交流会

認知症の方を介護しているご家族等が対象です。病気への理解や対応、介護に役立つ情報に関する講座のほか、介護者同士の交流の場としてもご利用ください。

4月の日時 19日(水)午前10時30分～12時

会場 西新宿シニア活動館(西新宿4-8-35)

対象 区内在住で認知症の方を介護しているご家族ほか、10名

内容 講座「介護者のための認知症の基礎知識」(講師は木原幹洋/鈴木医院医師)、介護者同士の交流会

申込み 3月17日(金)から電話かファックス(5面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。先着順。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係

◆医師が無料で相談をお受けしています

■認知症・もの忘れ相談

区内在住で「最近もの忘れが多い」と心配のある方を対象に実施しています。

4月の日時 20日(木)午後2時30分～4時

相談医 新宿区医師会認知症・もの忘れ相談医

申込み 3月17日(金)から電話で問合せ先へ。先着4名。

会場・問合せ 戸塚高齢者総合相談センター

■認知症介護者相談

認知症の方の介護をする中で悩みを抱えている方を対象に、西新宿コンシェルジュクリニック精神科医師による相談を月1回実施しています。

4月の日時 10日(月)午後2時～4時

会場 区役所第1分庁舎2階区民相談室

申込み 3月17日(金)から電話で問合せ先へ。先着3名。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階) ☎(5273)4593

◆認知症の方と家族を地域で支えよう

■認知症サポーター養成講座

地域での支え合いの輪を広げるため、認知症の正しい知識などを学ぶ講座です(約90分)。受講した方には「認知症サポーターカード」(右図)を差し上げます。日程等は広報新宿後号や新宿区ホームページでお知らせします。認知症の方を地域で支える活動を希望する方には、講座修了後に認知症サポーター活動登録者になっていただきます。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係



◆認知症安心ガイドブックを ご存じですか

認知症の正しい理解や対応の仕方、区の医療・サービス等の情報を掲載した冊子です。令和5年度版は、4月から高齢者支援課・高齢者総合相談センター・特別出張所・区立図書館等で配布します。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係



ふれあい入浴証を発行します

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)を月4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。令和4年度の入浴証をお持ちでない方は、申請が必要です。

対象 区内在住で次のいずれかに該当する方、▶60歳以上、▶身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている、▶児童育成手当を受給し未就学児を扶養している

🔥令和4年度の入浴証をお持ちの方

令和5年度の入浴証を3月下旬から順次発送します(申請不要)。4月3日(月)までに届かない場合はお問い合わせください。

🔥初めて申請する方

住所・氏名等が分かるもの(健康保険証、障害者手帳、児童育成手当認定兼支払通知書等(児童扶養手当証書は不可))をお持ちの上、問合せ先または特別出張所で申請してください。

問合せ 地域包括ケア推進課高齢いきがい係(本庁舎2階) ☎(5273)4567・FAX(6205)5083

区内の公衆浴場(19浴場)	
浴場名	所在地
鶴巻湯	早稲田鶴巻町533
竹の湯	改代町2
熱海湯	神楽坂3-6
第三玉の湯	白銀町1-4
弁天湯	余丁町5-1
大星湯	市谷台町18-3
塩湯	四谷三栄町1-3
柏湯	北新宿4-3-7
柳湯	市谷柳町25
金沢浴場	新宿7-22-11
東宝湯	新宿7-11-5
万年湯	大久保1-15-17
金泉湯	西早稲田2-16-20
世界湯	高田馬場3-8-31
松の湯	上落合3-9-10
三の輪湯	上落合3-31-2
福の湯	下落合4-25-10
ゆ〜ざ中井	中落合1-13-8
栄湯	西落合2-6-2

※渋谷区の羽衣湯(渋谷区本町3-24-20)も利用できます(利用者負担100円)。

福祉タクシー利用券を発送します

令和5年度の心身障害者福祉タクシー利用券(年額4万8,000円分)、車いす利用券、ストレッチャー利用券を受給している方に、3月17日(金)から、簡易書留で順次発送します。4月になっても届かない方は、お問い合わせください。

※福祉タクシー利用券は、受給者本人が使用できる券です(同乗は可)。

※3月31日(金)までに使用しなかった令和4年度(有効期限が令和5年3月31日まで)の利用券は問合せ先に郵送で返還してください。

問合せ 障害者福祉課経理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)4520・FAX(3209)3441

★下記の方で、まだ申請がお済みでない方は申請が必要です

●心身障害者福祉タクシー利用券

対象 次のいずれかがある方、▶身体障害者手帳(肢体不自由(下肢・体幹・移動機能障害)1～3級、内部機能障害1～3級、視覚障害1～2級、平衡機能障害3級)、▶愛の手帳1～2度

●車いす利用券・ストレッチャー利用券

対象 次の全てに該当する方、▶移動に車いすやストレッチャーを利用している、▶身体障害者手帳(肢体不自由(下肢・体幹・移動機能障害)1～3級、内部機能障害1～3級、平衡機能障害3級)がある

申請方法 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの上、障害者福祉課相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4518・FAX(3209)3441で申請してください。